

議案第 66 号

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成22年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第7項及び第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に盛岡市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員であった者であって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第11条第7項及び第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

雇用保険法（昭和49年法律第116号）の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。